

利用者への虐待防止及び  
身体拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人アンビシャス

## 1. 事業所における虐待防止と身体拘束に関する基本的な考え方

利用者への虐待は人権侵害であり犯罪行為という認識のもと、障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する以下の行為いずれも行いません。

身体拘束等は利用者の生活の自由を制限する事であり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであることに鑑み、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的、精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしないサービスの実施に努めます。

- ① 身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- ② 支援放棄（ネグレクト）：利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ③ 心理的虐待：利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。
- ⑤ 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。

## 2. 虐待防止委員会及び身体拘束適正化委員会の組織に関する事項

虐待発生防止に努める観点から「虐待防止委員会」及び「身体拘束適正化委員会」を組織します。

なお、本委員会の運営責任者（以下「委員長」という。）は総合施設長とし、各事業所から職員1名を選任し、適切に実施するための担当者（以下「担当者」という。）とします。

- 2 会議の実施にあたっては、Zoom 会議システムを用いる場合があります。
- 3 委員会は、年に1回以上委員長が招集します。
- 4 委員会の議題は、委員長が定めます。具体的には、次のような内容について協議するものとします。

- ① 委員会その他事業所内の組織に関すること
- ② 虐待防止及び身体拘束等に関わる指針の整備に関すること
- ③ 虐待防止及び身体拘束等に関わる職員研修に関すること
- ④ 虐待や身体拘束等について職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、関係行政への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発防止策に関すること
- ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

### 3. 虐待防止及び身体拘束適正化のための職員研修に関する基本方針

職員に対する虐待防止と身体拘束適正化のための研修内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき虐待の防止を徹底します。

- 2 研修は年1回以上、全職員を対象に実施します。また、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施します。
- 3 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録保存します。

### 4. 虐待及び身体拘束発生時の対応方法に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに委員長及び管理者に報告します。委員長は臨時的に同委員会を招集するものとします。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、いかなる役職位であっても厳正に対処します。

- 2 緊急性の高い事案が発生した場合には、関係行政及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。
- 3 身体拘束等を行う場合には、利用者本人や家族に十分に説明し了解を得ます。【様式1】
- 4 身体拘束等を行った場合には、【様式2】にその態様及び時間、その他の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない利用等を記録します。また、身体拘束等の原因となる状況の分析を行い、身体拘束等の解消に向けた取り組み方針や目標など、利用者個々人のニーズに応じた個別支援を検討します。

### 5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する基本方針

職員等が他の職員等による虐待等を発見した場合、委員長及び管理者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上司等に相談します。

- 2 苦情相談窓口を通じての相談や上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合には、他の上司が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。
- 3 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、法人が当人に対する改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。また、他の職員等が行う虐待等の事実を明らかに知りつつ、相談または通報等の行為を行わなかった場合も当該職員等には同等の改善要請および必要な措置を講じます。
- 4 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、法人が関係行政の窓口等外部機関に相談します。
- 5 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止及び身体拘束適正化委員会において当該事案が発生した原因を検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- 6 当該事業所内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて法人が関係行政に報告します。
- 7 必要に応じ、法人が関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

#### 6. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上司に相談します。

- 2 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払います。
- 3 対応の流れは、上述の「虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」によるものとします。
- 4 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその経過と対応を報告します。

#### 7. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当法人ホームページにおいて閲覧が可能な状態とします。

#### 8. その他、虐待の防止等の推進のための必要な方針

本指針で定める研修会のほか、関係各団体等により提供される虐待防止等に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。

#### 附 則

この指針は、令和4年4月1日より施行する

【様式1】

緊急やむを得ない身体拘束等に関する説明書

様

- あなたの状態が下記のABCをすべて満たしていたため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束等を行います。
- ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

- A 入所者（利用者）本人又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- B 身体拘束等その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
- C 身体拘束等その他の行動制限が一時的である

個別の状況による拘束等の必要な理由	
身体拘束の方法 〈場所、行為（部位・内容）〉	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	開始 月 日 時 分 解除 月 日 時 分 （ 分間）

上記のとおり実施いたします。

令和 年 月 日

事業所名

印

管理者

（利用者・家族の記入欄）

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

令和 年 月 日

氏名

印

（続柄 ）  
自署の場合は押印不要

【様式2】

緊急やむを得ない身体拘束等に関する経過観察・再検討記録

\_\_\_\_\_様

年月日 時間	日々の心身の状態等の観察・再検討結果	支援者会議 参加者名	記録者 サイン

## 【構成図と対応チャート】

### 虐待防止・身体拘束適正化委員会

委員長：総合施設長・管理者

委員：サービス管理責任者

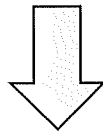
サービス提供責任者

生活支援員・ヘルパー

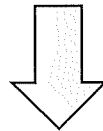
第三者委員 等

### 【虐待発生時の対応チャート】

虐待を発見または発生した場合



総合施設長・管理者に報告



相談・通報・届出

札幌市障がい者虐待相談

区役所保健福祉課

相談支援事業所（委託）

# 【身体拘束適正化 対応チャート】

